

仙台市環境影響評価条例施行規則（平成一一年規則第六号）新旧対照表

現行				改正後			
別表第一（第三条関係）				別表第一（第三条関係）			
事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件	事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件
一～五【略】				一～五【略】			
六 条例第 二条第三 項第六号 に掲げる 事業の種 類	ク 事業用電気工作物であ って、火力を原動力とする 発電用のもの（以下「火力 発電所」という。） _____ _____の設置	全地域	火力発電所の出力が三万キ ロワット以上であるもの	六 条例第 二条第三 項第六号 に掲げる 事業の種 類	ク 事業用電気工作物であ って、火力を原動力とす る発電用のもの（以下「火 力発電所」という。）（ <u>発 電のための燃料として石 炭を使用するものに限 る。</u> ）の設置	全地域	すべてのもの
	ケ 火力発電所 _____ _____の変 更	全地域	火力発電所の出力が三万キ ロワット以上増加すること となるもの		ケ 火力発電所（ <u>発電のた めの燃料として石炭を使 用するものに限る。</u> ）の変 更	全地域	すべてのもの
	【新設】					コ 火力発電所の設置（ <u>こ の項のクの第二欄に掲げ るものを除く。</u> ）	全地域
				サ 火力発電所の変更（ <u>こ の項のケの第二欄に掲げ るものを除く。</u> ）	全地域	火力発電所の出力が三万キ ロワット以上増加すること となるもの	
コ～ス【略】				シ～ソ【略】			
七～二十三【略】				七～二十三【略】			

別表第二（第十五条関係）

対象事業の区分	準備書の提出の時期
一～十四 【略】	
十五 別表第一の六の項のク及びケの内容を有する事業	<p>ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日</p> <p>イ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日</p> <p>ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日</p> <p>エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日</p> <p>オ 宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p>
十六 別表第一の六の項のコ及びサの内容を有する事業	<p>ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日</p> <p>イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日</p> <p>ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日</p> <p>エ 宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同</p>

別表第二（第十五条関係）

対象事業の区分	準備書の提出の時期
一～十四 【略】	
十五 別表第一の六の項のクからサイまでの内容を有する事業	<p>ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日</p> <p>イ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日</p> <p>ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日</p> <p>エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日</p> <p>オ 宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p>
十六 別表第一の六の項のシ及びスイの内容を有する事業	<p>ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日</p> <p>イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日</p> <p>ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日</p> <p>エ 宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同</p>

	法第十一条の協議の日 オ 温泉法(昭和三十二年法律第百二十五号)第三条第一項、第七條の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請の日
十七 別表第一の六の項のシ及びスの内容を有する事業	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
十八～三十九 【略】	

別表第三（第三十条関係）

対象事業の区分	手続を経ることを要しない修正の要件
一～十四 【略】	
十五 別表第一の六の項のク及びケの内容を有する事業	ア 火力発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと
十六 別表第一の六の項のコ及びサの内容を有する事業	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)申請又は同法第十八条第二

	法第十一条の協議の日 オ 温泉法(昭和三十二年法律第百二十五号)第三条第一項、第七條の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請の日
十七 別表第一の六の項のセ及びソの内容を有する事業	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
十八～三十九 【略】	

別表第三（第三十条関係）

対象事業の区分	手続を経ることを要しない修正の要件
一～十四 【略】	
十五 別表第一の六の項のクからサまでの内容を有する事業	ア 火力発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと
十六 別表第一の六の項のシ及びスの内容を有する事業	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)申請又は同法第十八条第二

	項の規定による通知の日 ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 エ 宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 オ 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三条第一項、第七条の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請の日		項の規定による通知の日 ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 エ 宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 オ 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三条第一項、第七条の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請の日
十七 別表第一の六の項のシ及びスの内容を有する事業	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日	十七 別表第一の六の項のセ及びソの内容を有する事業	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
十八～四十 【略】		十八～四十 【略】	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行により新たに仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。）第二条第三項に規定する対象事業となる事業（以下「新規対象事業」という。）であつて、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に仙台市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）第十五条に規定する準備書の提出の時期を経過した事業（施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則第三十八条第一項において読み替えて準用する規則第三十条第一項若しくは第二項に規定する修正のみをして実施されるものに限る。）については、条例第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、施行日から起算して五年を超えて当該新規対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。